

愛知学院大学 大学院特別奨学生奨学金規程

(特別奨学生)

第1条 本大学院に特別奨学生制度を設ける。

(資格)

第2条 特別奨学生の資格は、学業人物共に優れ他の模範とするに足るものとする。

(期間)

第3条 特別奨学生は、学年度ごとに選考し、その期間は当該年度とする。

(選考基準)

第4条 特別奨学生の選考基準は、前年度の成績上位者を選考の対象とする。

(選考方法)

第5条 特別奨学生の選考方法及び人数は、次のとおりとする。

- (1) 各研究科長が第4条該当者につき候補者を選考し、大学院委員会の議を経て理事会において決定する。
- (2) 特別奨学生は、各研究科専攻ごとに1名を原則とする。ただし、学年の在学者が10名を超える場合は10名ごとに1名追加できる。なお、選出基準に関しては別に定める。

(奨学金)

第6条 特別奨学生には奨学金300,000円を交付する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附則

この特別奨学生奨学金規程は文学・心身科学・商学・経営学・経済学・法学・総合政策の博士前期課程(修士課程)に在籍する2年次生及び薬学・歯学研究科(博士課程)2年次に在籍する学生に適用する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。